

平成29年度第1回日高管内特別支援連携協議会

平成29年7月4日（火）、日高合同庁舎4階講堂において、日高振興局や教育局、職業安定所、町教育委員会教育長、各学校種の全校長、保護者の代表など20名が集まり、平成29年度第1回日高管内特別支援連携協議会を開催しました。

本協議会の中では、今年度の特別支援教育総合推進事業について確認するとともに、

- ①各機関における「個別の教育支援計画『日高版』」の周知及び活用促進
- ②「合理的配慮」への理解啓発及び配慮を必要とする幼児児童生徒への「合理的配慮」の提供に向けた方策について、協議を行いました。



協議における委員からの意見

【柱1】各機関における「個別の教育支援計画『日高版』」の周知及び活用促進について

【学校】

- 通常の学級に在籍する支援を必要とする児童生徒に対する「個別の教育支援計画」の作成を進める必要がある。このことについて、以下の方策が考えられる。
 - ・個々の困り感に対応する手立てを記した「個別の指導計画」の作成を進め、この取組に対する保護者の必要感を高め、理解を得ることにより、「個別の教育支援計画」の作成につなげていく。
- 作成された「個別の教育支援計画」については、校種間において確実に引き継ぐことにより、早期からの一貫した支援体制の構築を一層進めることが大切である。

【保護者】

- 学校や関係機関が保護者に対し、積極的に「個別の教育支援計画」を活用した指導・支援の充実について、具体例を示し、周知を図ることが必要である。

【柱2】「合理的配慮」への理解啓発及び配慮を必要とする幼児児童生徒への「合理的配慮」の提供に向けた方策について

【学校】

- 認定こども園では、配慮が必要な幼児について、1日の生活に見通しをもたせるなど、安心感を与える取組を行っている。今までも取り組んできた手立てや環境構成を整理し、「合理的配慮の提供」として位置付けることが大切である。
- 「合理的配慮」を提供することによって、「活動の保障」という目的が達成されることが重要であり、この目的について本人・保護者と共通の認識をもつことが大切である。また、「合理的配慮の提供」について、本人・保護者と合意形成を図った内容については、「個別の教育支援計画」に明記し、確実に引継ぐことが重要である。
- 「合理的配慮の提供」について、本人と合意形成を図るとともに、保護者とも十分に対話を重ねることが大切である。また、本人の成長とともに、合理的配慮の内容が変化していくことを十分に考慮する必要がある。早期から一貫した支援の充実を図ることが必要である。

【関係機関】

- 保健福祉行政の立場から、障害者差別解消法を法的根拠とし、障がいや理由とした不当な差別的取扱いが行われないように、窓口対応を徹底している。学校をはじめとし、あらゆる機会に「合理的配慮の提供」が徹底されるよう、関係機関における連携を強化することが大切である。

まとめ

- 早期からの一貫した支援の充実を図るため、教育局巡回相談等において、以下2点の柱を重点とし、「個別の教育支援計画」の作成・活用の充実を図る。
 - ①「個別の指導計画」による指導の成果を積極的に保護者に発信し、学校の取組への理解を得るとともに、保護者との信頼関係を構築すること
 - ②校内研修プログラムを活用し、「個別の教育支援計画」の作成・活用に係る研修の充実を図ること
- 管内の全ての学校及び関係機関における、配慮を必要とする幼児児童生徒への支援の充実を図るため、「合理的配慮の提供」を促進する。
 - ・具体的な実践事例を取りまとめた「管内事例集」を作成するとともに、本協議会を中心に、学校及び関係機関における活用を促進する。